

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成30年度の保険料と保険証の更新について ～

◆ 7月に保険料額をお知らせします

平成30年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。
 ≪保険料の計算方法≫

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円) ×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

- 1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります(平成29年度は57万円)。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
 7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場くらし応援課住民係で再交付の手続きをしてください。

新しい保険証は桃色です



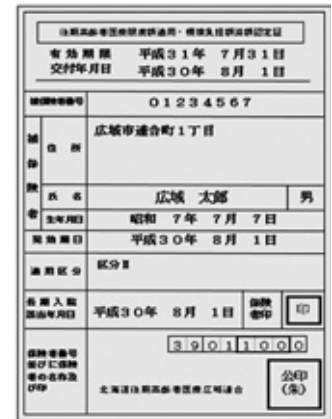
◆ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。
 引き続き交付対象に該当する方は7月下旬に減額認定証を郵送しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。
 新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場くらし応援課住民係で申請してください。(申請には印鑑が必要です。)

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です



◆ 医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付しています。
 発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合
 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
 ☎011-290-5601

浦臼町役場 くらし応援課住民係
 ☎0125-68-2112

元気にあいさつをしましょう!!

浦臼町障がい者地域生活支援事業の新しい事業が始まりました

☆訪問入浴サービス事業☆

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体に障がいのある方の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

対象者：町内に居住する身体障害者障害程度等級が肢体不自由の1級・2級、指定難病医療費受給者証の交付を受けている方で、医師が入浴可能と認め、自宅での入浴が困難で家族の付添いが得られる方。

利用回数：対象者1人につき週2回

費用の負担：1回の利用につき1,250円（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は全額免除）

手続きに必要なもの：①医師意見書 ②印鑑

☆日中一時支援事業☆

障がいのある方の日中活動の場を確保、提供し、家族の就労支援や日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

対象者：町内に居住する方で、日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援の必要があると認められる障がいのある方。

費用の負担：日中一時支援利用単価表の1割の額（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は全額免除）

手続きに必要なもの：①身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳 ②印鑑

日中一時支援利用単価表

対象者の 障害支援 区分	所要時間による利用単価					
	障がい者利用			障がい児利用		
	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
区分6	2,220円	4,450円	6,670円			
区分5	1,890円	3,780円	5,670円			
区分4	1,560円	3,120円	4,680円			
区分3	1,400円	2,810円	4,210円	1,890円	3,780円	5,670円
区分2	1,220円	2,450円	3,670円	1,480円	2,960円	4,440円
区分1	1,220円	2,450円	3,670円	1,220円	2,450円	3,670円

※①食事提供加算は、1日680円を加算する。
②入浴加算は、1日400円を加算する。
③送迎加算は、片道540円を加算する。
④障がい者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分とし、障がい児は同法に基づく単価区分とする。

☆身体障がい者用自動車改造費助成事業☆

自立した生活や就労等に伴い、身体に障がいのある方が自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用を一部助成します。

対象者：町内に居住し、申請日時点で満年齢80歳未満の身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障がい）の方で、次の要件のいずれにも該当する方。

○就労等に伴い、身体に障がいのある方が自ら運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要がある方

○助成金を支給する月の属する年の前年所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

助成対象費用：操向装置・駆動装置等の改造に要する費用

助成額：改造実施に必要な経費に相当する額（限度額10万円）

手続きに必要なもの：①身体障害者手帳 ②印鑑 ③自動車運転免許証 ④自動車検査証（新たに購入する場合を除く） ⑤自動車改造を行う業者の見積書（内容と経費が記載されたもの） ※自動車の改造前に必ず手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】 長寿福祉課介護福祉係（保健センター内）電話69-2100

専門家に相談してみませんか？

無料法律相談会

簡裁訴訟代理関係業務認定司法書士による

（雨竜町在住 司法書士・行政書士 木村幸一）

日時 8月8日（水）10:00～12:00

場所 浦臼町商工会館

相談時間 お一人につき30分

相談内容 相続、遺言、登記（法人・不動産）、債務整理、民事裁判、成年後見 等

詳細は 浦臼町商工会へ

☎0125-67-3331

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
土曜 10:00～13:00

相談予約
ダイヤル

コタエを
出します

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

振り込めサギには十分注意しましょう！